

2023年2月20日

各 位

住所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
 会社名 GMO インターネットグループ株式会社  
 代表者 代表取締役グループ代表  
 会長兼社長執行役員・CEO  
 熊谷 正寿  
 (コード番号 9449 東証プライム)  
 問い合わせ先 取締役 グループ副社長執行役員・CFO  
 グループ代表補佐 グループ管理部門統括  
 安田 昌史  
 TEL 03-5456-2555(代)  
 URL <https://www.gmo.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月24日開催予定の2022年12月期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、取締役会という重要な経営意思決定機関による会議は、原則として対面による審議・議論が重要であるとの考えのもと、これまであえてみなし決議を開催せずにまいりました。しかしながら、グループの連結決算における決算事務の複雑化に伴う工数の増加に機動的に対応するため、会社法第 436 条第 3 項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に関する取締役会の承認に限り、会社法第 370 条に定められたみなし決議を採用することとしたものです。

2. 変更の内容 (下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第35条(取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 (新設)	第 35 条(取締役会の決議方法) 1.取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 2.当社は、 <u>会社法第436条第3項の取締役会の承認について、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
(附則) 1~2 条文省略 (電子提供措置等に関する経過措置)	(附則) 1~2 現行どおり (電子提供措置等に関する経過措置)

<p>3～4 条文省略</p> <p>5. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(定款の効力発生日)</p> <p>6. <u>第1条(商号)の変更は、令和4年9月1日に効力を発生する。</u></p>	<p>3～4 現行どおり</p> <p>5. <u>前2項および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(定款の効力発生日)</p> <p>削除</p>
--	---

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年3月24日
定款変更の効力発生日	2023年3月24日

以上